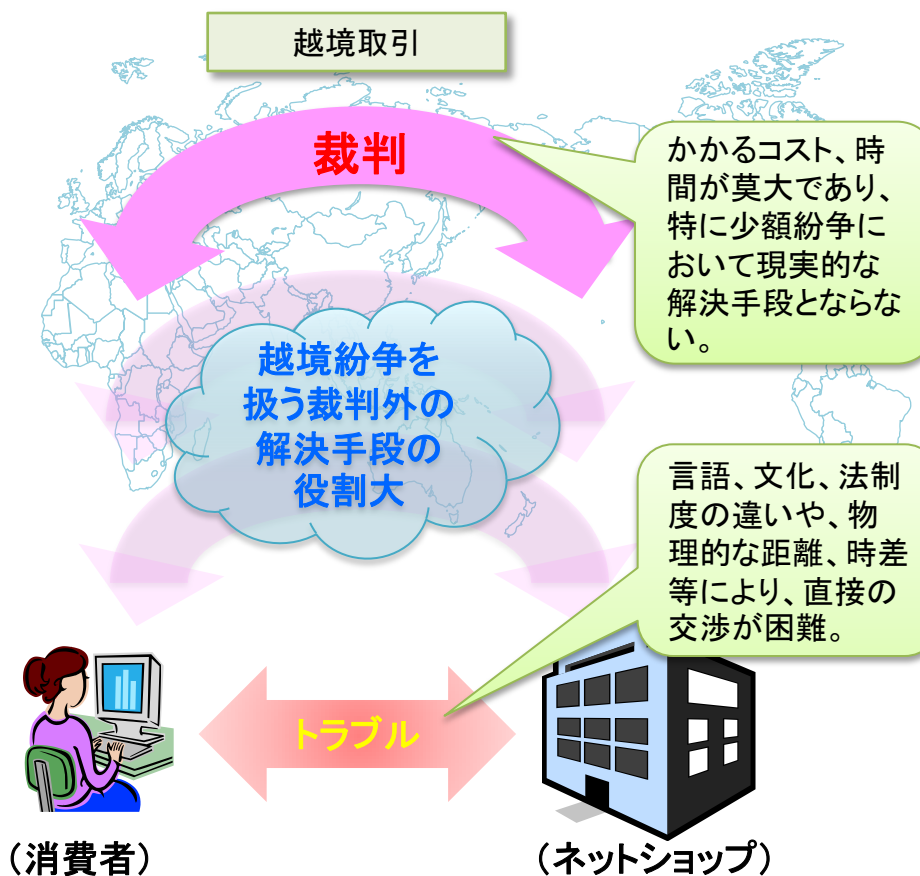
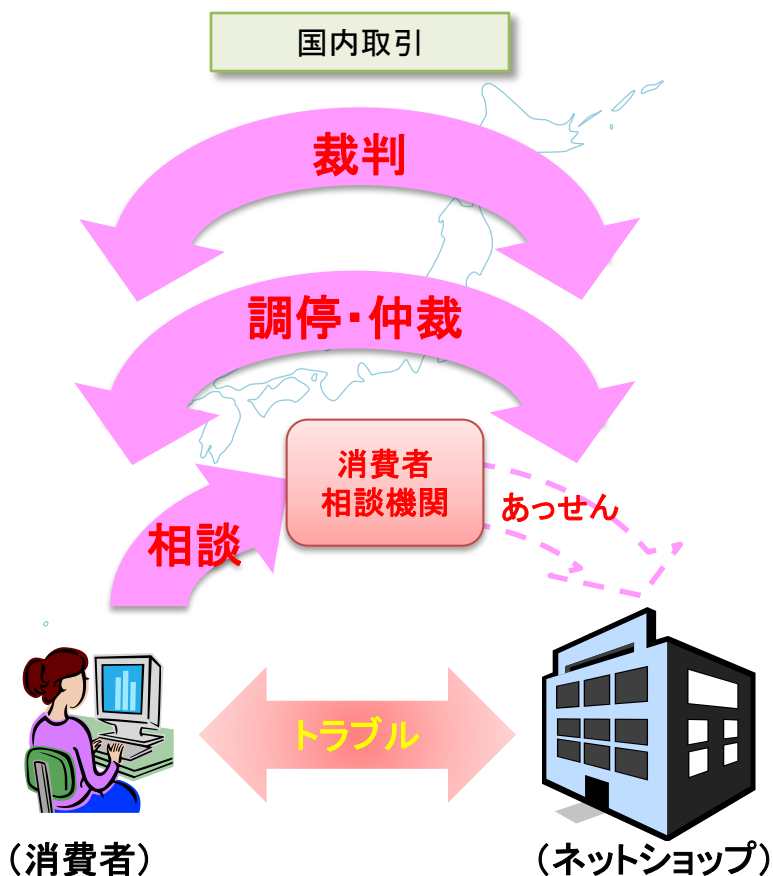


# 越境紛争の解決手段の必要性

- 経済のグローバル化に加え、インターネットの世界的な普及・拡大は、国境や時間を越えて取引の機会を拡大している。
- 一方で、越境取引に関しては、以下のような課題が指摘されている。
  - ① 越境取引にあたっては、言語、法制度の違い等による相互理解の不足のためのトラブルが生じやすい。
  - ② また、特に消費者トラブルは、その件数の多さや金額の小ささを鑑みると、裁判で解決するのは非現実的。
- したがって、消費者や事業者が安心して越境取引を行える環境を実現するためには、越境紛争を扱う裁判外の解決手段(ADR)の整備が必要である。



# ICA-Net構想: International Consumers Advisory Network

○ 越境Eコマースに関する消費者トラブル相談窓口の国際ネットワーク。その目的・役割は、欧州のECC-Netとほぼ同じで、市場に対する消費者信頼の向上を通じた市場発展を目指すもの。

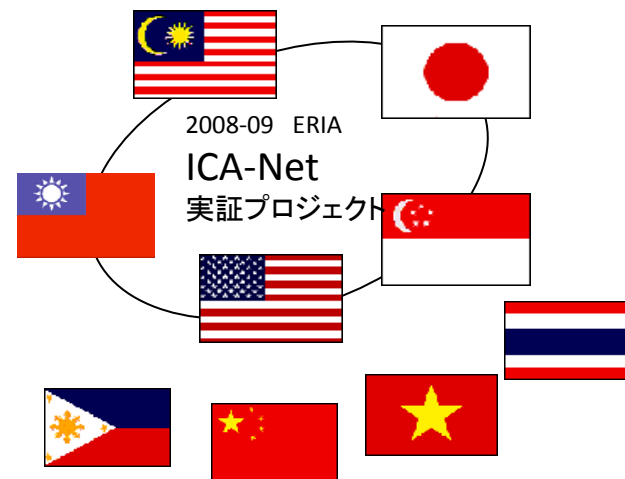
○ これまでの経緯:

- ・2007年11月: Eコマースの民間国際協議機関であるGBDe (Global Business Dialogue on Electric Commerce)によるコンセプトの提案。
- ・2008年12月～2010年3月: ERIA(東アジア・ASEAN経済研究センター)のWG(座長:松本恒雄一橋大学教授)における、ICA-Netの実証プロジェクトの実施。  
2010年3月に、ICA-Net実現に向けた提言を含む報告書を取りまとめ。

【WG参加国】 日本、韓国、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール、タイ(オブザーバーとして、米国、台湾、中国も参加)

○ ERIAの実証プロジェクトを通じて得られた成果・課題は以下のとおり。

- ・言語・制度・慣習・裁判管轄の違いがあれども、相談をつなぐことで解決できる事例もある。ただし、実効ある解決へと導くためには窓口機関と執行機関との協力関係が不可欠。
- ・消費者トラブルに幅広く対応するためには、窓口機関への財政的支援が必要。
- ・相談対応を通じて、法制度改善や各国間の法制度協調に向けた課題抽出が可能。



## ICA-Netにおける相談フロー

